平成２４年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市末広２丁目13番19号　末広市営住宅３号棟402号
債務者　位田　健二
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３４号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　市営住宅３―1032
債務者　小島　正崇
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
栃木県栃木市大宮町2147番地１　秦貸家１号棟、従前の住所栃木県栃木市都賀町家中4552番地
債務者　渡邉　栄治
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６３号
岡山市北区横井上2305番地２、旧住所岡山市北区津高919番地７　サーパス津高台通り一番館407号室
債務者　齊藤　英子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０号
岡山市北区青江４丁目20番34号　サンハイム青江226号
債務者　平松　孝良
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６４号
横浜市鶴見区下末吉１丁目11番20号　ハイムさざんか203号
債務者　丹　　雅子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４８号
大阪府池田市畑２丁目４番10―302号
債務者　張川　　茜
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1739番地
債務者　山田　　久
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
長崎県西海市大島町3730番地３、旧住所神奈川県大和市林間２丁目20番８号　メリー南林間201号
債務者　永野　勇治
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
長崎県佐世保市新田町398番地12、旧住所長崎県佐世保市広田４丁目10番１―403号
債務者　川村　治美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
神奈川県藤沢市善行団地５番10―504号
債務者　高橋　昭彦
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３６号
神奈川県藤沢市善行団地５番10―504号
債務者　高橋　稲子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７９号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番15号　コマチハイツ102
債務者　永安　和人
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０号
静岡県浜松市西区入野町6303番地　マルショウ15ビル６、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目22番５号
債務者　井ノ口幸子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
静岡県焼津市中根新田316番地、旧住所千葉県山武市松尾町祝田23番地　６号室
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部